

令和6年6月清須市議会定例会会議録

令和6年6月7日、令和6年6月清須市議会定例会は、清須市議会議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1 番	伊 藤 奈 美	2 番	浅 妻 奈々子
3 番	齊 藤 紗綾香	4 番	土 本 千亜紀
5 番	松 岡 繁 知	6 番	山 内 徳 彦
7 番	富 田 雄 二	8 番	松 川 秀 康
9 番	大 塚 祥 之	10 番	小 崎 進 一
11 番	飛 永 勝 次	12 番	野々部 享
13 番	岡 山 克 彦	14 番	林 真 子
15 番	加 藤 光 則	16 番	高 橋 哲 生
17 番	伊 藤 嘉 起	18 番	久 野 茂
19 番	浅 井 泰 三	20 番	成 田 義 之
21 番	天 野 武 藏		

計 21名

3. 欠席議員

な し

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

市	長	永 田 純 夫
副 市	長	葛 谷 賢 二
教 育	長	天 埜 幸 治
企 画 部	長	河 口 直 彦
総 務 部	長	岩 田 喜 一

危機管理部 長
 市民環境部 長
 健康福祉部 長
 建設部 長
 会計管理者
 教育部 長
 監査委員事務局 長
 企画部次長兼企画政策課 長
 総務部次長兼総務課 長
 総務部次長兼収納課 長
 危機管理部次長兼危機管理課 長
 市民環境部次長兼生活環境課 長
 健康福祉部次長兼児童保育課 長
 健康福祉部次長兼健康推進課 長
 建設部次長兼新清洲駅周辺まちづくり課 長
 建設部 参事
 人事秘書課 長
 企業誘致課 長
 財政課 長
 税務課 長
 市民課 長
 保険年金課 長
 産業課 長
 西枇杷島市民サービスセンター所 長
 清洲市民サービスセンター所 長
 春日市民サービスセンター所 長
 社会福祉課 長
 高齢福祉課 長
 こども家庭課 長

飯田 英 晴
 石田 隆
 丹羽 久 登
 長谷川 久 高
 三輪 好 邦
 石黒 直 人
 吉田 敬
 林 智 雄
 檜本 雄 介
 辻 清 岳
 舟橋 監 司
 松村 和 浩
 吉野 厚 之
 古川 伊都子
 前田 敬 春
 片野 裕 介
 岡田 善 紀
 沢田 茂
 服部 浩 之
 酒井 雄一郎
 藏城 浩 司
 浅野 英 樹
 梶浦 庄 治
 下村 辰 之
 石田 讓
 佐藤 嘉 起
 鈴木 許 行
 石田 嘉 子
 寺社下 葉 子

土 木 課 長
 都 市 計 画 課 長
 上 下 水 道 課 長
 会 計 課 長
 学 校 教 育 長 課 長
 生 涯 学 習 課 長
 ス ポ ー ツ 課 長
 学校給食センター管理事務所長
 監 査 課 長

村 瀬 巧
 鈴 木 雅 貴
 伊 藤 嘉 規
 平 野 嘉 也
 瀬 尾 光
 大 沼 賀 敬
 高 山 敬
 吉 田 剛
 木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長
 議会事務局次長兼議事調査課長
 議 事 調 査 課 係 長
 議 事 調 査 課 主 任

後 藤 邦 夫
 鹿 島 康 浩
 炭 竈 愛 子
 速 水 真 由 美

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

(傍聴者 9 名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (岡山 克彦君)

おはようございます。

令和6年6月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

本日の会議を開きます。

昨日の本会議に引き続き、日程第1、一般質問を議題といたします。

昨日の本会議で7名の方の一般質問が終了しておりますので、残っております議員の一般質問を通告の順に発言を許可いたします。

最初に、山内議員の質問を受けます。

山内議員。

< 6番議員 (山内 徳彦君) 登壇 >

6番議員 (山内 徳彦君)

皆さん、おはようございます。

議席番号6番、山内徳彦でございます。議長のお許しを得ましたので、ただいまより通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私からの質問は大きく2点でございます。

1 授乳やおむつ替え等の場所を事前に把握できる「赤ちゃんの駅」の導入について

赤ちゃんの駅とは、外出先でおむつ替えや授乳ができる場所がないといった声から始まり、授乳やおむつ替えが頻繁に必要な乳幼児と安心して外出を楽しめるよう、東京都板橋区の保育士の提案で2005年からスタートした官民協働の取組です。

赤ちゃんの駅には基準があり、登録要件は各自治体によって異なりますが、おおむね授乳やおむつ替えができる場所をはじめ、ミルク用のお湯の提供、着替えスペース、紙おむつが購入できる自動販売機、男性でも利用できる授乳室、乳幼児に配慮したトイレ、手洗い、妊婦休憩とトイレ、保護者トイレ、子ども用トイレ等、これらの設備が複数または1つでも該当すれば登録が可能としている自治体が多くあります。この基準に合致する設備を備えた公共施設や民間施設の商業施設、飲食店、スポーツレジャー施設などが自治体に登録申請し、認定登録された場所は自治体を通じて公表される仕組みです。

登録施設の公表方法は各自治体で異なっており、持ち歩ける地図の配布や自治体ホームページに一覧や地図を表示したり、スマホで確認できるよう、地図や一覧にアイコンで分かりやすく表示している自治体もあります。また、保育園やこども園、図書館、銀行、病院、福祉センター、自動車教習所、洋品店、飲食店なども登録されていることもあります。なお、登録施設には、自治体から交付される赤ちゃんの駅のマークやのぼりが表示されており、利用者が現地でも分かりやすいように配慮されています。利用可能日時や設備・機能で検索できる場合もあり、自治体ごとに情報が集約されていることから、外出先に一番近い赤ちゃんの駅を容易に探すことができることが子育て世代のお出かけに大きな安心を与えています。さらに、オープンスペースでのイベントで活用できるよう移動式赤ちゃんの駅として、テントやおむつ交換台などの備品を貸し出している自治体や企業もあります。こうして2005年に板橋区で産声を上げた赤ちゃんの駅は、今では全国に広まりつつあります。

愛知県でも、名古屋市をはじめ一宮市、小牧市、日進市など18市と2町が取り組んでおり、さまざまな方法でホームページ上に見やすく公表され、赤ちゃんを育てる御家庭に活用されています。

そこで、以下お伺いします。

- ①現在、赤ちゃんの駅のような乳幼児支援があれば教えてください。
- ②本市で赤ちゃんの駅事業に取り組む際に想定される諸問題はありますか。
- ③今後、赤ちゃんの駅事業に取り組んでいくお考えはありますか。

2 中学生の通学カバンを軽くするためにデジタル教科書の早期導入について

平成30年9月議会にて、小中学生の通学カバンの重さについて質問をさせていただきました。その際には一つの中学校を例に挙げられ、国語、社会、数学、理科、英語の教科書、そして、ノート、問題集は必ず持ち帰ることとなっているが、その他の教科書、辞典、裁縫道具は置いていてもいいことになっているとの御答弁をいただきましたが、現在では、どこの学校でも置き勉が認められていると聞いており、子どもたちのために御配慮いただけたことに感謝しております。

特に小学校については、ランドセルが重くて困っているといった声は少なくなってきました。最近では、子どもたちを取り巻く環境変化のスピードが速くなっており、近年、最も大きな変化はタブレットの導入です。それにより、今では教科書とタブレットを持ち運びするようになり、さらにカバンが重くなったとの御意見もあり、再度現状の確認と質問をさせていただきたいと思います。

まず、タブレット導入前では、子どもたちの体の負担を減らすために、運ぶ重さを軽くする方法と重い荷物を楽に運ぶことの２点になっていましたが、いずれの方法にも決定的な解決策なく時間が過ぎており、現在でも通学カバンが重いというネットニュースや記事を見かけます。

なかなか解決に至らなかったこの問題も、タブレットの導入で一気に解決できる道が見えてきました。まずは、タブレットの中に教科書のデータをダウンロードすることやデジタル教科書の導入です。一般的な教科書では表現できない英語の発音や写真データの３Ｄ化など、デジタル教科書でなければ表現できないことも多くあり、デジタル教科書の導入には、さらなる学習効果が期待できると考えます。これにより、自宅学習についてはタブレットでできるようになり、何冊もの教科書を持ち運びすることをなくせます。

次に、宿題に関しましては、出題範囲を先生がスクリーンショット等で画像をデータ化し、生徒の持つ端末に送信すれば重い教科書を持ち帰らなくて済みます。英語などの書くことが必要な教科は、記入したノートデータをデータで提出するなど、方法を変えていくことも有効です。また、自宅学習に関しては、生徒自身が必要になる教科書の写真を撮って持ち帰れば、持ち帰る荷物はタブレットだけにすることも可能になると考えます。そもそも、宿題の配信ができるようなアプリケーションの導入ができれば、こういった事前準備の手間も省け、教員の多忙化解消につながります。

これらを実現するためには教科書を学校に全て保管することが必要となるため、置き場所を確保する必要があります。教室後方のロッカーは通学カバンを置くだけでいっぱいになり、教科書の保管場所が机の棚だけになってしまうため、十分な量を置いておけず、新たな保管スペースを確保しなければならない可能性も出てきます。

最後になりますが、タブレットが導入されたことにより、重い通学カバンの解決策は大きく変わることであります。置き勉や教科書自体の軽量化、さらにはキャリーカートの導入等で問題解決を検討されてきた時代は終わり、タブレットの有効活用だけで問題解決できるときがやってきました。今も重たい通学カバンを持って登下校している子どもたちを救うべく、新しい環境づくりが求められています。

暑い夏がすぐそこまでやっています。教科書や水筒、部活の用意を含め１３キロの荷物を背負い、徒歩で片道４０分かけて登下校する生徒もいます。熱中症予防も含め、一日でも早く子どもたちの負担を軽減できるよう、以下お伺いします。

①重い通学カバンについていろいろと質問をした平成３０年９月議会以降の御対応等あればお

教えてください。

②タブレットの持ち帰りは進んでいますか。

③全ての教科書を学校に保管することになった場合、場所は確保できますか。

④尾張東部教科用図書採択地区協議会では、どのようなことが検討されていますか。また、デジタル教科書について検討されたことはありますか。

⑤カバンの重さを軽減するためにデジタル教科書の導入することは有効とお考えですか。

⑥教科書は無償配布ですが、デジタル教科書を導入する場合のコストはどうなりますか。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

議長（岡山 克彦君）

はじめに、1の①の質問に対し、寺社下こども家庭課長、答弁。

こども家庭課長（寺社下 葉子君）

こども家庭課長の寺社下でございます。

1の①の御質問にお答えをいたします。

「赤ちゃんの駅」のような乳幼児支援の一つとして、愛知県全体で取り組んでいる愛知県子育て支援パスポート「はぐみんカード」があります。これは、18歳未満の子どもの保護者または妊娠中の方に配付しているもので、県内の協力店舗や施設などで提示することにより、ショップの独自に設定する商品の割引サービスなど様々な特典を受けることができます。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

清須市では、この「はぐみんカード」をどのようなタイミングで配付されているのでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下 葉子君）

母子健康手帳交付時にお渡しをしております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

本市ではどのぐらいの店舗というのが協力されているのでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下 葉子君）

清須市内では43店舗が「はぐみんカード」での優待をしております。薬局や飲食店、学習塾、金融保険機関などが登録をされておりました、様々な優待を行ってまいります。

以上です。

議 長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

様々な優待があるということだったんですけど、具体的にどのような優待があるか、支障のない範囲で結構ですでお教えください。

議 長（岡山 克彦君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下 葉子君）

優待の内容は店舗により異なりますが、例えば、薬局によっては、指定された曜日に購入するとベビー用品が値引きされたり、通常より多くのポイントが付与されるなどがあります。また、飲食店では、お子様にドリンクやお菓子がプレゼントされるなどがございます。

以上です。

議 長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

この「はぐみんカード」にはたくさんの優待があるということが分かったんですが、もし、いただいたものなくしちゃったりしたときというのは、再発行は可能でしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下 葉子君）

再発行は可能でございます。

以上です。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

再発行は可能ということなんですけど、やり方というか、方法もお願いします。

議長（岡山 克彦君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下 葉子君）

再発行の手続は、庁舎内の児童保育課で実施をしております。窓口にお越しいただければ、その場でお渡しをさせていただいております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

すぐにいただけるものということで、そのときにすぐいただけるんですか。

議長（岡山 克彦君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下 葉子君）

そのとおりでございます。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

それでは、今年度から新たに始まる乳児家庭の訪問時に配布されるおむつ券も楽しみにしておりますので、今後もさらなる乳児支援、お願いを申し上げます。

それでは、次の質問をお願いいたします。

議長（岡山 克彦君）

次に、1 の②の質問に対し、寺社下こども家庭課長、答弁。

こども家庭課長（寺社下 葉子君）

1の②の御質問にお答えをいたします。

「赤ちゃんの駅」事業実施時に想定される問題として、既に実施をしている自治体に確認したところ、公共施設に加えて民間事業所も掲載している自治体が多く、新たに登録する事業所が少ないこと、また、登録を辞退される場合に連絡がなく、情報の更新が遅れることなどがあると聞いております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

民間事業所の御協力をいただけることというのは感謝するんですけども、せっかくの御厚意でありながらも、「赤ちゃんの駅」事業というのは情報というのが全てでありますので、その重要性というのを御理解いただいて、情報の更新を小まめに行っていただけるようお願いしていきしかないのかなと思います。

それでは、どのような民間事業所が御登録されているのかをお願いします。

議長（岡山 克彦君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下 葉子君）

既に実施している自治体を見ますと、自動車販売店や大型ショッピングセンター、家電ショップなどの登録がございました。

以上です。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

冒頭でも申し上げたんですけど、そういった施設で、よく授乳室やおむつ替えのスペースを見受けることができます。「赤ちゃんの駅」は、県内20の自治体に取り組んでいるようですが、授乳スペースやおむつ替えスペースとなる移動式テントを持って運用している自治体というのはどれぐらいいますでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下 葉子君）

移動式テントを持っている自治体は、県内で5自治体になります。

以上です。

議 長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

その5自治体の方は、民間への貸出しというのはやっているのでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下 葉子君）

民間への貸出しも行っていると聞いております。

以上です。

議 長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

その自治体の方の移動式テントというのは、どのような場面で利用されて、また、その頻度、どのくらい使われているのかということも分かればお願いいたします。

議 長（岡山 克彦君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下 葉子君）

お祭りなどのイベントでの使用が多く、年間5回から7回程度の利用回数だとのこと。

以上です。

議 長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

5回から7回の使用頻度ということなんですけど、テントの導入するとした場合、金額的にはどれぐらいの金額になるのでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下 葉子君）

「赤ちゃんの駅」というロゴが入ったテント、それを飛んでいかにするようにするおもり、折り畳み式おむつ替えの台など一式で、8年前の価格で約30万円だったと聞いております。

以上です。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

8年前で30万円という、今、大分値段が上がってるかもしれないんですけども、本市でも清洲城公園でのイベントなど、近所にそういったおむつ替えのスペースとか授乳スペースがない場所では、皆様に非常に喜ばれると思いますので、ぜひ前向きに御検討くださるようお願いいたします。

それでは、③にお願いいたします。

議長（岡山 克彦君）

次に、1の③の質問に対し、寺社下こども家庭課長、答弁。

こども家庭課長（寺社下 葉子君）

1の③の御質問にお答えをいたします。

「赤ちゃんの駅」については、乳幼児を持つ保護者にとっては、外出時有益な施設だと思われます。他の実施自治体を参考に調査、研究をまいります。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

ぜひ、キヨスマ等のところにリンク先を貼っていただいて、それをクリックすると、マップでいろいろ表示できるようにすると、自分が行きたいところに比較してこんなところにあるんだなと、何かあったらここでやろうかなという、そんなように活用できると思いますので、そのようなシステムを構築していただきたいと思います。

先ほど②の質問の御答弁で、民間事業者の登録が少ないことと情報の更新が遅れるといったことが懸念材料だということもありましたが、赤ちゃんを育てる世帯を孤立させることのないよう

にしなければなりません。本市が「赤ちゃんの駅」に取り組むことは赤ちゃんを育てる家庭にスポットライトを当てることとなり、まち全体で子育てを応援することにつながるのではないかと私は考えております。

また、民間事業者様にも御理解を賜ることで、本市で「赤ちゃんの駅」が増えていくことにつながり、赤ちゃんにとって、赤ちゃんを育てる御家庭にとって温かいまちをつくっていただきたいと思います。今年の4月に、清須こども・はぐくみ宣言が声高らかに宣言されました。清須の宝のためにぜひ「赤ちゃんの駅」事業に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2番の質問へお願いします。

議長（岡山 克彦君）

次に、2の①の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

2の①についてお答えさせていただきます。

平成30年7月の校長会で「重いカバン」への対応の検討を始め、11月の校長会で「登下校の持ち物について（内規）」が取りまとめられました。中学校の部分を要約しますと、主要5科目は各生徒の自己判断により学校に置いてよい。その他の教科や副読本・部活動の持ち物については、必要のない限り学校に置いておく。生活ノートや課題ノートは毎日持ち帰る。この内規に基づいた対応がされております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

迅速な御対応いただいたようでありがとうございます。あれから約5年の月日が流れ、子どもたちを取り巻く環境が大きく変わったことにより、また、新たな対応やルールづくりが必要となってくると思います。

それでは、次の質問をお願いします。

議長（岡山 克彦君）

次に、2の②の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

2の②についてお答えさせていただきます。

中学校でのタブレットの持ち帰りは、毎日持ち帰る学校が2校、不定期に持ち帰るが2校です。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

持ち帰る学校は、現在、教科書も持ち帰っており、併せて持ち帰ることで生徒には大変な負担になっているようです。持ち帰っていない学校もあるようですが、どういったお考えで持ち帰るか持ち帰らないかというのを決めているかをお願いします。

議長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

不定期で持ち帰る学校では、教科担任から課題が出たときなど、必要に応じて持ち帰らせています。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

今後はタブレットで学習することで様々な問題が解決できていくと考えますので、まず、第一段階として、タブレットの持ち帰りを推奨していただきたいなと思います。

それでは、③へお願いします。

議長（岡山 克彦君）

次に、2の③の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

2の③についてお答えさせていただきます。

教室のロッカーや机の中、特別教室やそのロッカー、教室の共用ロッカーに保管しています。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

現在はということで、現在は学校の既存のスペースに収まっているという考えでよろしいですか。

議 長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

そのとおりでございます。

議 長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

では、今後、全ての教材を置いておくといった場合はいかなものなんでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校では限られた空間でございますので、工夫して保管場所を確保していく必要があると考えております。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

タブレットの移動だけで登下校ができるようにすることが、今できる子どもたちへの体の負担を減らすには必要だと考えますので、教科書や教材、これらを学校に置いていけるスペースの確保をぜひ今の段階でお願いしたいなと思います。

それでは、次へお願いします。

議 長（岡山 克彦君）

次に、2の④の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

2の④についてお答えさせていただきます。

尾張東部教科用図書採択地区協議会では、「学習指導要領との関連」、「あいちの教育の基本

理念との関連」、「内容」、「表記・表現及び使用上の便宜等」、「印刷・造本等」、この5項目で教科用図書を審査し、選定しています。当協議会において、デジタル教科書について検討したことはありません。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

非常にたくさんの審査のやり方があるんですけども、以前から教科書が重くなったとかいうことが言われているんですけども、カバンが重いとかいうことも前からあるんですけど、そのときに教科書の重さというのは、審査とか検討の内容というので検討されていることはあったんでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

教科書の重さについては、「印刷・造本等」の中で、他社との比較をして教科書選定の理由に挙げられている教科書もあります。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

十分重さについても十分検討されたということなんですけども、来年度の教科書というのは、どのタイミングで検討されるんでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

4月から7月末の間で教科書選定をしております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

これまでも子どもたちのために重さも含めた上で御検討されていたということは、本当に子どもたちのことを思っただけのことに感謝しております。デジタル教科書に移行した場合においても、子どもたちのことを第一に思った上で選定を引き続きお願いいたします。

それでは、次の質問をお願いします。

議 長（岡山 克彦君）

次に、2 の⑤の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

2 の⑤についてお答えさせていただきます。

国の実証事業で、英語は市内全小中学校で、算数・数学は半数の学校でデジタル教科書が導入されました。導入による有効性については、図表の拡大縮小、書き込み、保存、検索等が挙げられます。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

本当におっしゃるとおりで、デジタル教科書で有効となるのは、英語ですと発音とかが聞けるとか、数学も先ほどおっしゃいました拡大縮小、それから理科の実験だとか、社会でいうと歴史的な建造物を 3D で見えたりとか、非常に有効だと思いますので、これからもどんどん違う教科の導入が進んでいくと思います。このデジタル教科書の導入が進めば、カバンを軽くすることにつながると思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

紙の教科書からデジタル教科書に切り替わり、タブレット端末にデジタル教科書がインストールされ、それを持ち帰ることになれば、カバンへの軽さにつながると思います。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

まさしくその目指すべきところはそこだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次へお願いします。

議 長（岡山 克彦君）

最後に、2 の⑥の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

2 の⑥についてお答えさせていただきます。

教科や発行者によって異なりますが、1 教科書当たり 1 冊 2 0 0 円から 2, 0 0 0 円程度のコストがかかります。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

2 0 0 円から 2, 0 0 0 円という結構なコストがかかるということが分かったんですが、通学カバンを軽くするためにタブレットだけの持ち帰りをするという観点からすれば、タブレットにデジタル教科書を入れなくても、紙の教科書のデータだけあれば事が足りるというわけですが、紙の教科書のスクリーンショットを撮って持ち帰ることができるのであれば、何冊も教科書を持ち帰らなくて済むと考えるんですけども、例えば、5 教科あったら、5 ページ、1 0 ページずつ撮ってタブレットだけを持って帰れば、わざわざ 5 冊の教科書を持って帰らなくて済むんじゃないかなと思うんですけど、これはどうでしょうかね。

議 長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

文部科学省では、教科書の撮影は著作権侵害に当たらないと判断しておりますが、学校では教科書のスクリーンショットを撮り、持ち帰ることはしていません。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

教科書のスクリーンショットが著作権の侵害にならないということであれば、ぜひ、子どもたちに推奨していただきたいなと思います。また、推奨するとか、そういった選択肢があるということも子どもたちに伝えてほしいと思います。

それでは、既に導入されているタブレットの有料ソフトの種類と費用負担、これを教えてください。

議長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学習支援ソフトのロイロノートと、ドリル学習ソフトのeライブラリアドバンスを導入しております。費用負担は市がしております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

市で費用負担をいただいているということで、ありがとうございます。

宿題に関しましても、学習支援ソフトを導入していただければタブレットで宿題ができてしまう。それと、教員の負担も減ると思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

eライブラリアドバンスはドリル学習ソフトで、宿題で活用できるソフトを導入しています。ソフトの活用については、先生方が研究して活用しております。ICTの活用は教員の働き方改革につながりますので、教員の負担の減少の一助にはなるとは思います。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

教員の負担というのはそれだけではないんですけれども、一助にはなるとのことでした。

それでは、まとめになるんですが、今回、通学カバンを軽くするためにいろいろとお聞きしま

した。現在、本市は生徒の生命を第一と考えていることから、通学時の危険を懸念し、自転車通学を認めておりません。これから迎える熱中症の危険が伴う暑い夏に、10キロ以上になる荷物を持って登校することも同じように危険だと考えます。事実、今年度に入って他県ではありますが、5月の運動会の練習や下校時に熱中症で緊急搬送されるといったことも複数起こっております。重たいカバンも無関係であるとは言い切れません。今後このような危険な状況を放置することなく早急に対応を考えていく必要があります。子どもたちを苦しめている要因の1つである通学カバンの重さは先ほども少しお話ししましたが、通学時、タブレットの移動のみで済ませられる段階まで来ていると感じております。逆に、これだけICT化が進んでいる中で、重い教科書を持ち帰っていることの方が私は不自然に感じております。主要5科目の教科書のデータをタブレットに取り込めば、デジタル教科書の導入を待つまでもなくタブレットのみで自宅学習ができます。

次に、これも5年前の質問でお願いしていましたが、水分の確保、これも必要だと考えます。夏場には水筒も大きくなり、中には2本持っていく生徒もおります。持ち運ぶ体への負担も増えてまいります。こういった負担を減らすことと、水分が足りず脱水症状にならないよう、学校にウォータークーラーなど、飲み水を確保できる場所が必要だと考えます。まずは試験的に各階に1つでも導入してみてもいいのではないでしょうか。

そして最後に、キャリーカートの使用許可です。部活動の用意を運ぶ手段として正式に推奨や許可を出してみてもいいのではないでしょうか。私は子どもたちの見守り活動を始めて7年目になりますが、夏場は8時前でも交差点に立っているだけで汗だくになります。その暑さの中を重いカバンを持って通学する子どもたちが汗をかき、疲れた体で学校に着き、勉強に集中できるとはとても考えにくいです。ぜひ、この問題解決のため、市教委・学校と連携を取り、清須の宝である子どもたちが不自由なく勉学に励める環境づくりに邁進していただきたいと思います。心よりお願いを申し上げます。私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（岡山 克彦君）

以上で、山内議員の質問を終わります。

次に、松川議員の質問を受けます。

松川議員。

< 8番議員（松川 秀康君）登壇 >

8 番議員（松川 秀康君）

議席番号 8 番、松川秀康でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり一般質問させていただきます。私からは、大きく 2 点質問させていただきます。

まず、1 点目、尾張西枇杷島まつりの花火開催について。

先日執り行われました尾張西枇杷島まつりでは、打ち上げ花火は開催されませんでした。これは 2 月の全員協議会で当局から説明があったとおり、枇杷島橋架け替え工事に伴い、山車まつり自体の雑踏警備が容易でなく、山車まつりに加え、打ち上げ花火を実施した場合の万全な安全対策が確保できないためということでした。

来年度以降、打ち上げ花火の開催への検討については、安全面に加えて採算面（費用面）なども含めて、総合的な判断が必要となると思います。

そこで、質問させていただきます。

①今年の秋をめどに方向性を決定すると説明されていますが、現状どの程度検討が進み、今後秋に向けて、どのように進められるのですか。

②今年の打ち上げ花火は中止となりましたが、中止したことにより、費用面ではどのように変わりましたか。

大きく 2 番、災害時応援協定の締結状況について。

大規模災害発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶、パニックの発生、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより被災自治体の災害対応能力は著しく低下します。このため、被災自治体単独では、多岐の分野に渡り、かつ膨大な量の応急復旧活動を満足に遂行できないという事態が生じることとなります。

このような事態に対処する手段の一つとして、物資の供給、医療救護活動、緊急輸送活動等の各種応急復旧活動について、被災自治体をサポートする旨の協定が多くの自治体と民間事業者や関係機関との間で締結されています。民間事業者は、自治体にはない専門的な技術や知識、資機材などを有していることから、様々な分野の民間事業者と協定を締結することで、広域的確な応急復旧活動が期待できます。

また、自治体間での相互応援協定も全国的に締結されており、自主的・積極的な応援出動、被災自治体への応援に関して必要な調整を行う幹事自治体の事前決定など、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえたスムーズな応援を達成するための体制整備が図られています。

応援協定を締結することは、受援自治体と応援民間事業者の双方にメリットが生まれます。自

治体においては、被災時に応急対策活動に関する様々な援助が受けられます。

また、協定が締結された際には、企業名及び団体名とともにその旨が広報されることが多いことから、民間事業者側の主なメリットとして、当該民間事業者のイメージアップが挙げられます。応援内容の多くは、当該民間事業者が通常業務で取り扱っている物品や役務の提供であり、協定の締結に当たって、民間事業者側での特段の準備が必要ないことも魅力となっております。

そこで質問です。

①本市における災害時応援協定の締結状況についてお聞かせください。

②現在検討中の協定があればお聞かせください。

③災害時応援協定の課題についてお聞かせください。

以上、御答弁をお願いいたします。

議長（岡山 克彦君）

はじめに、1の①の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課、梶浦でございます。

1の①について答弁させていただきます。

2月全員協議会でも御説明させていただきましたが、まつり事業の安全対策に関して専門的知識や経験を持ち、かつ、客観的に意見ができる立場の方で構成する検討委員会の立ち上げにつきましては、名称を安全対策検討会として、既にまつり開催前にお集まりいただき、先日のまつりでは花火が開催される土曜日6月1日の夕刻に再びお集まりいただき、現地見分を私ども事務局と一緒に行いました。

今後でございますが、現地見分での安全な打ち上げ花火開催に向けた警備員の適正配置や来場者の動線確保などの対策に関する意見を取りまとめた上で、安全確保を含めた花火開催の可否を決定してまいります。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

その検討会のメンバーはどのような構成で組織されたものですか。また、人選のポイントはどのような点となっておりますでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

検討会のメンバーにつきましては、まず、本市にゆかりがなく、まつり関係者でないこと、加えまして、当然ですが、イベントやまつりにおける警備の経験や知識が豊富な方になります。現在、西枇杷まつりのような大規模イベントや打ち上げ花火などを行うまつりに関しましては、一定の有資格者がいます警備会社しか従事できない仕組みになっています。その意味から、愛知県で資格取得時の講習などへの講師派遣も担う愛知県警備業協会に派遣の相談を依頼し、加えまして、ここ数年、警備業務を受託されている会社からも現地の実情を熟知しています資格所有者の派遣、また、火災や救急のスペシャリストであります西春日井広域事務組合から職員を派遣していただき構成しています。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

それで全員では何名の体制になりますでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

愛知県警備業協会からは資格取得のための講師役も担う役員や元警察の方 2 名、また、岐阜の打ち上げ花火の経験もされているスペシャリストでございます。加えて、警備会社からは現役の警備資格保有者と西枇杷島警察署にも勤務経験のある元警察署長も経験された方など 4 名、西春日井消防から 1 名の合計 7 名で構成されています。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

お聞きしたところ警備のスペシャリストばかりのふうを受け取れますが、イベント全体を企画するスペシャリストについては必要ないのでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

尾張西枇杷島まつりにつきましては、山車の運行がメイン事業になりますので、内容を変更する余地が今のところないため、イベント企画会社に依頼する必要はないと考えています。

今後、打ち上げ花火を開催するための資金集めにおいて、栈敷席や有料観客席の販売などを検討する場合につきましては相談が生じると考えております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

栈敷席や有料観客席の販売などを検討する場合とおっしゃいましたが、ということは、有料観客席については、今のところ検討の予定はないということでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

有料観客席につきましては、事務局として調査し、おおよそ概略になりますが、計画した経験はあります。しかしながら、もともと観覧スペースが広いとは言えず、また、多くの市外からの観覧者であふれ返る打ち上げ花火会場に市民の方が入れなくなることが増えることや、くつろぎながら観覧できる有料席の設営の難しさや、設営経費の問題、また、何よりも今まで行ってきた協賛とのすみ分けが難しいため断念した経緯がございます。

さらに、事務局である本課につきましても、明確に把握できていない打ち上げ花火会場の対岸、いわゆる庄内川の左岸堤防になりますが、観覧者の状況を鑑みた場合、有料観覧者の満足が得られる会場設営がすこぶる難しい状況だと考えております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

資金集めで有料観覧席も有効なんです、有料にすることによって人数の制限というのも可能

だと思いますが、有料ではなくても混雑緩和のために交通規制の範囲を広げたり、堤防道路への出入りの制限方法を変更したり、いろいろな角度から検討を試みてはいかがでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

交通規制の範囲につきましては、まず、見学者やまつり関係者に交通事故がないように考えますが、それと同時に、生活者の移動等において最低限の支障に収めることが必要になります。今年のまつりに関しましても規制箇所を一部拡張していますが、これについてもやむを得ず行っております。

また、堤防道路への出入りの制限につきましては、主要となるみずとぴあ庄内付近の道路につきましては、打ち上げ花火の際、既に実施済みであります。改めて、検討会後の計画の見直しの際に内部での検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

庄内川対岸の名古屋市との連携については考えられていますか。

議長（岡山 克彦君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

主催者としての名古屋市との連携は考えたことはございませんが、観覧者の多くが名古屋市からお越しになる現状を鑑み、西区や中村区に広報への協賛募集のチラシ同封の相談をしたことはあります。結果的には難しい結論に至りました。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

対岸の名古屋市側でも花火は十分見られると思います。なので、対岸側に人を逃がすという方法も含めて、いろいろなアプローチから、今後、名古屋市との連携を考えていただきたいと思います。

ます。

それでは、さらに、抜本的に打ち上げ花火の開催場所や開催時期についても変更してしまうと
というような検討の可能性はございますでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

打ち上げ花火につきましては、現行のリバーランド以外で考えた場合、新川地区、いわゆる新
川緑地が想定されると思いますが、市民が耕作している農地が広がっており、また、さらに下流
域では民間事業者のゴルフ練習場があるため、変更は困難だと考えております。

また、開催時期につきましては、打ち上げ花火単独での開催は安全対策検討会の意見を踏まえ
考える必要があると思いますが、西枇杷島まつりにおいて、打ち上げ花火を行ってきた歴史や背
景、費用負担を考えた場合、容易ではないと考えますが、十分に検討するに値するというふうに
考えております。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

雑踏事故は決してあってはならないことです。花火開催ありきではなくて、十分過ぎるほどの
安全対策ができない限り、そういうイベントは実施するべきではないと思います。これからしっ
かりとした警備体制を構築していただきますようお願いいたします。

次、お願いします。

議 長（岡山 克彦君）

次に、1 の②の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

1 の②について答弁をさせていただきます。

打ち上げ花火を開催しない今年度まつりの事業費においては、総額で1, 4 4 0 万円を計上し
ています。もし、打ち上げ花火を開催した場合については、物価や、人件費が非常に高騰してい
る警備費や打ち上げ花火の経費、安全対策を含めた会場設営費が大きく膨らみ、総事業費で2,
1 6 0 万円になる想定でした。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

協賛金については、過去の実績を踏まえ、どの程度確保の見通しがありますでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

過去の実績になりますが、令和元年度の実績で420万円が最高額となります。この額を集めることは簡単ではないと今考えております。協賛につきましては、協賛者が能動的に自らお申込みをされる方がいる一方で、本課、事務局になりますが、直接お願いし、市に対して社交的な意味合いで申込みをされている方も多くみえると考えているからでございます。

加えまして、昨年度、観光協会にはなりますが、きよすイルミの協賛募集の新聞広告掲載を行ってみましたが、ほとんど効果がなく、加えまして、コロナ禍以前には協賛申込みが期待できる西区の製菓メーカーを中心に、名古屋市内の企業や会社へ直接依頼にも伺いましたが、芳しい結果が得られませんでした。このようなことから、難しいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

協賛金に協力していただいた企業にはどのようなメリットがありますか。

議長（岡山 克彦君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

額にもよりますが、現状の協賛ですと、3万円以上の協賛をいただきますと、観覧席提供に加えて、まつりガイドへの協賛者名の掲載、会場での協賛者名のアナウンス、その上の5万円以上で会場アナウンスにコメントが追加でき、さらにまつりポスターへの協賛者名の掲載がプラスをされる特典内容でした。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

協賛企業に対して、例えば、さらにブースを出展したり、のぼりをつくったり、スタッフTシャツなどに企業名を印刷したり、さらなる露出方法を追加したり、そもそも協賛金の金額設定を高く見直す、そういった工夫はしてみてもいいでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

協賛者への特典につきましては、御質問にいただきました意見を含めまして、打ち上げ花火実施の際は、協賛額の設定変更や集め方なども総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

十分な警備体制を構築するためには、費用も多くかかってくると思います。十分な協賛金が集まるよう様々な方法を検討していただきますようお願いいたします。

では、次お願いいたします。

議 長（岡山 克彦君）

次に、2の①の質問に対し、舟橋危機管理部次長兼危機管理課長、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋でございます。

2の①の質問についてお答えいたします。

災害時応援協定の締結状況につきましては、物資・食料・燃料供給、インフラ及びライフライン復旧・応急的な確保、医療救護、災害広報などをはじめ、14分野にわたり97件の協定を締結しております。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

災害時応援協定を締結している分野が 14 分野あるということですが、主なもので結構なので、先ほど答弁で申し上げられた分野以外にもどのようなものがあるか御紹介ください。

議 長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

答弁で申し上げた以外の分野につきまして主なものを挙げますと、避難収容、緊急輸送、避難生活支援、災害廃棄物処理、し尿収集運搬などがございます。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

本市ではどの分野の協定数が多いですか。

議 長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

特に協定数の多い分野を申し上げますと、食料品・飲料水及び日用品の供給や燃料の供給などの物資・食料・燃料供給分野が 35 件、郵便局ネットワークを活用いたしました広報活動や災害緊急放送の提供などの災害広報分野が 10 件、道路の復旧やライフラインの復旧などのインフラ及びライフライン復旧・応急的な確保分野が 9 件となっております。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

協定数の多い分野ですと、具体的にどのような事業者と締結しているのでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

物資・食料・燃料供給分野でございますと、スーパー、生活協同組合、農協、飲料メーカー、

石油供給関係企業、ＬＰガス関係企業などとなりまして、災害広報分野ですと、ケーブルテレビ局、郵便局、ＩＴサービス関係企業などとなります。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

８番議員（松川 秀康君）

企業単体ではなく業界団体との協定がありますか。

議長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

主な業界団体との協定につきましては、愛知県石油商業組合、愛知県ＬＰガス協会、社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、愛知県及び名古屋葬祭業協同組合などとの協定がございます。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

８番議員（松川 秀康君）

企業ではなく、国や地方公共団体との協定はありますか。

議長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

国や地方公共団体との協定につきましては、国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所、愛知県内の東尾張地区の瀬戸市や春日井市をはじめとした８市２町、西尾張地区のあま市、稲沢市、県外では、東京都羽村市や宮城県東松島市をはじめといたしました２市５町の合計２１件ございます。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

８番議員（松川 秀康君）

国や地方公共団体、今御紹介いただきましたが、どのような協定内容になりますでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

主な協定内容といたしましては、河川・防災情報の相互利用、各種情報交換、あと、食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供、応急復旧活動等に必要な職員の派遣などとなります。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

ありがとうございます。

では、次、お願いいたします。

議長（岡山 克彦君）

次に、2の②の質問に対し、舟橋管理部次長兼危機管理課長、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

2の②の質問についてお答えをいたします。

昨年度、西枇杷島地区の名工建設株式会社名古屋支店と締結しました「災害時における一時避難場所としての使用に関する協定」について、今年度は新川、清洲及び春日地区においても締結できるように検討を進め、当該事業者との災害時応援協定の締結を考えております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

名工建設株式会社名古屋支店における一時避難場所は、建物の構造はどのようなもので、どの部屋を使用し、収容人数は何人を想定していますか。

議長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

名工建設株式会社名古屋支店の社屋は、耐震構造の鉄骨づくり6階建てとなっております。一時避難場所として開放していただく部屋としましては、5階の大会議室と6階のリフレッシュルームとなり、床面積は合わせて370平方メートル、収容人員は約180名を想定をしております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

一時避難場所の避難物資等はどのようにされていますでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

こちらのほうは令和6年2月号の広報清須でもお知らせをしておりますが、この協定はあくまでも命を守るための一時避難場所でございます、食料等の提供はございませんので、避難する際には各自必要なものをご持参いただくことになります。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

ありがとうございます。

西枇杷島地区以外ですね、今年度検討していく、締結を考えているとおっしゃいましたが、災害はいつ起こるか本当に分かりませんので、早急な締結をしていただきますようお願い申し上げます。

では、次、お願いします。

議長（岡山 克彦君）

最後に、2の③の質問に対し、舟橋危機管理部次長兼危機管理課長、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

2の③の質問についてお答えをいたします。

災害時応援協定の課題としましては、本市と協定事業者との関係性が挙げられます。比較的協

定締結数の多い、物資、食料、燃料供給、インフラ及びライフライン復旧分野の事業者などとは、防災訓練や会議などを通じて連携や情報交換を行う機会がありますが、その他、協定締結数の少ない分野の事業者などについてはあまり機会がないため、今後、関係性を構築する機会を設けていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

関係性を構築する機会を設けていく必要があるということでした。具体的にはどのようなことを考えられてますでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

具体的には、協定先へ担当者の確認など定期的に連絡を取ることや、防災訓練などに参加する協定事業者を、なるべくこれまで参加したことのない協定事業者の方にも参加していただくよう依頼することなどを考えております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

今後、協定事業者との訓練として検討しているものがありましたら教えてください。

議長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

先日、支援物資の輸送業務について協定を締結している事業者の方とお話をする機会がございました。その中で、事業者側の訓練に向けた準備が整い次第、支援物資の配送訓練などを行えるというのではないかというお話もいただきましたので、このような訓練も今後考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

普段から協定先と情報交換を密にして、いざ災害発生のときにうまく機能するように備えておくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議 長（岡山 克彦君）

以上で、松川議員の質問を終わります。

ここで 10 時 45 分まで休憩といたします。

（ 時に午前 10 時 31 分 休憩 ）

（ 時に午前 10 時 45 分 再開 ）

議 長（岡山 克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、伊藤奈美議員の質問を受けます。

伊藤議員。

< 1 番議員（伊藤 奈美君）登壇 >

1 番議員（伊藤 奈美君）

議席番号 1 番、新世代、伊藤奈美でございます。議長のお許しをいただきましたので、私からは 2 点質問をさせていただきます。

1 救急車の適正利用への本市の取組について

救急車は、救急搬送が必要な傷病者を病院などの医療施設に迅速かつ安全に搬送するための車両であり、病院に到着後、最優先で診察してもらえる上、誰もが無償で利用できる大変便利で安心なシステムです。しかし、このシステムが、医療現場をひっ迫させていることも事実です。

こうした現状の中、救急車を安易に利用したコンビニ受診を減らすこと、つまり、救急医療機関の受診の適正化を目的として、三重県松阪市内の 3 基幹病院では、6 月から救急車で搬送された後、入院に至らなかった軽症の場合、保険適用外の選定療養費として 7,700 円が徴収されるようになります。これは、外来診療において 200 床以上の地域医療支援病院などを対象に紹介状のない初診患者が徴収されるものであり、近隣では小牧市民病院が該当しております。

西春日井広域事務組合消防本部では、日々多くの通報が入る中で、緊急性の高いもの、救急搬送をする状態ではないものと選別して業務を行っています。ホームページでも救急車の適正利用、

どんなときに救急車を呼ぶべきかという情報が掲載されておりますが、一般市民の方に消防を管轄する西春日井広域事務組合という組織が認知されているかどうかといえ、まだ低いのではないのでしょうか。市民としても、救急車を呼んでいい痛みなのか、呼ぶほどの痛みではないけれど、どこに相談したらよいのか、いざというときの判断に困ったという声を聞きます。

本市ホームページから、西春日井広域事務組合消防本部のサイトにアクセスできるようにはなっていますが、緊急時にネット検索をするのは意外と難しく感じます。そのため、日頃から広報紙面や別冊マニュアルなど、オフラインでの周知・活用ができるものが必要だと感じております。

救急医療については、西春日井広域事務組合の管轄ではありますが、本市として、救急医療体制の現状と課題、今後の施策や対応についてどのようにお考えかお伺いいたします。

2 小学校・中学校準要保護児童援助費（就学援助費）について

経済的な理由によって、就学が困難な児童や生徒の保護者に対して必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図る目的で、本市では「小学校・中学校準要保護児童援助費」が認定家庭に支給されております。最近の円安、物価高騰の続く状況において、保護者の経済的負担の軽減及び全ての子どもが義務教育を均等に受ける機会の確保をする大変重要な援助だと思います。

しかし、この就学援助の対象認定の方法は、要保護者及び本市教育委員会が定めた基準、年収を基に認定されるということで、数字のみで認定されるか、認定されないかが決まるという点に疑問を感じております。

また、援助費は振込で支給されており、修学旅行関連以外の費用については、特に使い道が指定されていない点においても、きちんと子どものために使われているのか、あつてはならないことですが、保護者の娯楽や本来の用途以外に使用されていないか気になるところです。

この制度をより多くの経済的負担の大きい保護者に利用していただくには、援助費が適正に使用されているか、また認定基準の拡充が必要だと私は考えます。

上記を踏まえ、以下お伺いいたします。

①就学援助費の利用者の推移について

②就学援助費の適正な利用について

③認定基準の拡充について

以上、御答弁をお願いいたします。

議長（岡山 克彦君）

はじめに、1の質問に対し、古川健康福祉部次長兼健康推進課長、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川です。

1についてお答えします。

救急出動件数は、令和3年、4年のコロナ禍においては減少したものの、その後は年々増加しています。

年齢別に見ますと70歳以上の高齢者が半数以上を占めており、傷病程度別では、4.05%が重症、60%近くが軽症と診断されている状況です。

また、本市では、救急搬送が増加していく高齢者については、地域包括ケアシステムの構築、在宅医療・介護連携の中でも、西春日井広域事務組合消防本部と情報を共有し、連携を図っています。救急車の適正利用についても、各種事業で啓発するとともに、愛知県が実施している症状に応じて受診可能な医療機関を案内する愛知県救急医療情報センターや、夜間、子どもの急病時等に症状に応じた適切な医療相談ができる愛知県小児救急電話相談等を広報やホームページで周知しています。引き続き周知させていただくとともに、消防庁が実施している全国版救急受診アプリの利用の啓発にも努めてまいります。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

御答弁ありがとうございます。

西春日井広域事務組合が公開しております年齢別の搬送者数では、70代と80代の高齢者でかなり多くなっており、本市のある地域では、1日に複数回救急車を呼んでいる高齢者がいるという情報も耳にしております。高齢者に対して救急車の適正利用を呼びかけるなど、本市でやっていることはございますでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

高齢者は複数の基礎疾患を有し、合併症も多く、緊急度や重症度の高い疾患を持ってみえる方が多いと考えますが、救急搬送される方の中には、軽症や中等症の方も多いという特徴もござい

ます。高齢者の救急には日常生活動作や認知機能の低下、介護を含めた社会的問題なども関与していると考えます。救急医療についても、地域医療、介護等の連携が重要と考えておりまして、地域の課題として、高齢福祉課が主催している地域包括ケアシステム推進委員会のほうに西春日井広域事務組合消防本部の方も委員として出席していただいて、地域連携の構築に努めています。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

高齢者への対応は理解できたのですが、高齢者以外の方への啓発は広報、あとホームページ以外に何かやっておりますでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

お子様の啓発につきましては、乳幼児健診等母子保健事業において、事故防止だとか予防、応急手当の方法等を啓発しておりまして、出前講座等でも応急処置や救急利用について周知しております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

市としてできることをやっていると理解いたしました。

西春日井広域組合でも、救急車に適正利用を呼びかけるステッカーを貼ったり、ホームページでの広報、患者等搬送認定事業者一覧、愛知県の救急医療情報センターの問合せ先などが広報されていて、じっくり見れば、いざというときに落ち着いて対処できそうだなと思いました。

ただ、私自身も経験があるのですが、最近では救急車の適正利用呼びかけを耳にすることが多くて、実際に救急の場面に自分が遭遇した際に救急車を呼ぶべきか迷ってしまい、自力で総合病院に行き、通常の流れでかなりの待ち時間の後、診察を受けるということも多くあると思います。

本当に必要なときに救急車を呼べばいいのですが、なかなかその判断も難しいので、すぐに判断基準を確認できるマニュアルのようなものがあるといいなと思うのですが、そういったものはいかがでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

救急車の適正利用の啓発としましては、症状の緊急度を判定し、救急車を呼ぶ目安となる消防庁が作成した全国版救急受診アプリの利用を同様に今後啓発していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

私も、「Q助」アプリ、先ほど御答弁にあった全国版救急受診アプリの「Q助」アプリというものになるんですが、このアプリについては最近知りました。アプリをダウンロードしてみたら、すぐに症状に対する質問に「はい」か「いいえ」で答えていくシンプルなつくりになっておりまして、救急車を呼ぶべきかの判断の手助けになるなと思いました。本市ホームページの救急医療情報のページに「Q助」アプリのダウンロード方法の情報も掲載されるということなので、期待していきたいと思います。

今回、救急車の適正利用について質問させていただきましたが、三重県松阪市のメディアの報道などでは、救急車を利用して入院に至らなかったら7,700円かかる。実際にはこれは選定療養費なのですが、この情報だけで救急車が有料になるというふうに思われる人も多く、今、多くの人が救急車の適正利用については関心が高まっていると思います。これからの季節は熱中症の搬送者も増える時期でもありますので、本市としても救急車の適正利用について今後も取り組んでいただきたいと思います。

次の質問をお願いします。

議長（岡山 克彦君）

次に、2の①の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

2の①についてお答えさせていただきます。

準要保護者数は小中学校合わせて、令和元年度528人、令和2年度456人、令和3年度461人、令和4年度444人、令和5年度449人です。

なお、修学旅行費を援助する要保護者数は小中学校合わせて、令和元年度34人、令和2年度29人、令和3年度23人、令和4年度25人、令和5年度25人です。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。人数の推移は分かりました。

それでは、全児童生徒における要保護者数と準要保護者の割合を令和5年度だけで結構ですので教えてください。

議長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

要保護者数は、小中学校合わせて0.4%、準要保護者数は7.7%です。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

要保護者と準要保護者を合わせると8.1%ですが、厚生労働省の2021年の調査では、子どもがいる現役世代の貧困率が10.6%という調査結果が出ております。

調査結果と児童生徒数に占める割合の数字を同列に扱うものではないと承知しておりますが、貧困率10.6%と8.1%との間の世帯がギリギリ認定されない年収ラインの家庭ではないかと考えます。そこをピックアップし、就学援助制度の案内というのはしておりますでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

認定基準は年収だけではございませんので、年収を線引きして、抽出して特別に就学援助制度の案内はしておりません。ただし、議員が示された貧困率10.6%という数字を考えれば、申請をすれば認定できる世帯がまだ増えてくることが想定されます。

就学援助制度は、市内小中学校の全児童生徒の保護者に広く周知するべきだと考えていますので、広報やホームページ、全児童生徒への制度案内通知等を通じて、引き続き、広く周知に努めてまいります。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

漏れなく援助を受けられる人が受けられるように、ぜひ周知をお願いいたします。

生活保護を受けている御家庭は、その手続の流れで就学援助の手続も申請できているようですが、就学援助のみの対象の場合には、手続が面倒なため申請をしないというケースも多いとお聞きしました。現状、書類ベースでの申請ではなく、Webからの申請ができるようにするというお考えはございませんでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

紙の申請書での手続が煩雑で申請をせずに必要な援助が受けられず、学校生活に支障を来すようでは本来の目的を達することができません。Webからの申請で手続の煩雑さが少しでも解消できるようであれば有効な手法の1つだと思いますので、参考にさせていただきます。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

ぜひお願いいたします。

②番にお願いします。

議長（岡山 克彦君）

次に、2の②の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

2の②についてお答えさせていただきます。

就学援助費の支払時期は、新1年生に対しての入学前支給を除いては、その学期に係る費用に対して、学期末に支払いをしています。また、学校には、学用品費等が適切に納付されていますので、適正な利用がなされていると認識しています。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

援助費のうち修学旅行関連以外の費用については、特に使い道は指定するものではないという点において、本当に子どものために使われているかというところまで気にはならないでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

修学旅行費以外の援助費目は、学用品費、通学用品費、校外学習費、給食費があります。支給額も援助費目ごとに決まっており、学用品費はノートや筆記用具などの学校生活で使用するもの、通学用品費は通学用靴や通学かばんなどに充てられる費用になりますので、児童生徒のために使用されていると認識しています。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

物価の高騰などで学用品や通学用品の価格が上昇していると思うんですが、支給額を増額する予定はございませんでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

就学援助の各費目につきましては、国の通知に基づき支給をしていますので、改定があれば検

討させていただきます。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

修学旅行費用も援助費目にありますが、支給額はいくらぐらいでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

小学校 2 万 2, 6 9 0 円、中学校 5 万 5, 9 1 0 円です。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

修学旅行についてもバス代や宿泊費、食事代が高騰していて、修学旅行費用も上昇しているとメディアで報じられておりますが、実際にかかる費用はいくらぐらいでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

小学校で平均約 2 万 7, 0 0 0 円、中学校で平均約 6 万 3, 0 0 0 円でございます。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

修学旅行費用の上昇により、支給額と開きが大きくなってきております。支給額の改定は、先ほどの御答弁で、通知に基づき検討しているとありましたので、すぐに支給額が上がらないということは理解いたしました。修学旅行費用が高くて修学旅行に行きたくても行けないという児童生徒が出てこないように、修学旅行費を抑える工夫や行程や交通手段の見直しなどもしていただいて、費用により修学旅行の思い出がない児童生徒が出ないように今後お願いいたします。

次の質問をお願いします。

議長（岡山 克彦君）

最後に、2の③の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

2の③についてお答えさせていただきます。

就学援助の認定基準は、生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた者、市民税の非課税者、市民税、事業税、固定資産税、国民年金掛金、国民健康保険税の減免を受けた者、児童扶養手当の支給を受ける者、生活福祉資金による貸付けを受ける者、課税所得金額が生活保護基準の1.3倍未満になる者です。1.3倍という数値は愛知県内でも7番目に高い数値であり、近隣市町と比較しても充実した就学援助を実施していますので、拡充する予定はございません。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

特にギリギリ認定されない年収ラインの家庭の場合、保護者の方が子どもと過ごす時間を削り、休む間もなく働いて、何とか援助を受けずやってこられているという状況も考えられると思います。そういった家庭にこそ援助が必要なのではないかと私は思うんですが、現状、本市の認定基準は主に年収であるため認定がされないわけなのですが、やはりそういったギリギリの家庭は自力で頑張っただけという感じで、行政からは見捨てられてしまうのでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

認定基準は年収だけでなく、さきの答弁のとおり、他の認定基準もございます。

また、繰り返しになりますが、近隣市町と比較しても充実した就学援助を実施しております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

本当に援助が必要な家庭に援助が行き届くように、年収という数字だけで判断するのではなく、

生活状況や保護者の働き方、お子さんの家庭での過ごし方など、その実態の調査をした方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾 光君）

就学援助とは、経済的な理由によって就学困難な児童生徒、または就学予定者の保護者に対し必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施を目的に援助するものでございます。生活状況や家庭環境、児童生徒本人が抱える問題により学校生活に影響があるような場合は、学校とスクールソーシャルワーカーが連携して他の福祉政策につなげ、問題解決を図っています。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

本市が子育てのしやすいまちとなることは大変喜ばしいことであります。ですが、しかし、補助金、援助金という形で支給されるものについては、本当に必要な人の手に渡るようにするためには目に見える数字だけでは判断できないと思います。数字のみで認定となる家庭は引き続きの援助でよいと思いますが、今後は認定が下りないギリギリのラインの家庭にも目を向けていっていただきたいと思います。

というと、じゃあどこで線引きをするのかという声が聞こえてきそうなんです、だから生活状況を調査して、人の目を介しての判断をしていただきたいと思います。

また、支給した援助金の全ての使用用途を確認するということは難しいと思うんですが、やはり子どものためにきちんと適正に使われているということを本市がチェックしていますよという姿勢を見せることは必要だと思いますので、今後、御検討いただきたいと思います。

また、申請方法につきましても、援助が必要な人が漏れなく援助を受けられるよう、Web 申請ができるように早急にしていいただきたいという要望で、この質問を終わります。

議長（岡山 克彦君）

以上で、伊藤奈美議員の質問を終わります。

次に、大塚議員の質問を受けます。

大塚議員。

< 9 番議員（大塚 祥之君）登壇 >

9 番議員（大塚 祥之君）

議席番号 9 番、新世代、大塚祥之でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、大きく 2 点質問させていただきます。

まず、大きな 1 点目、消防団詰所の適正管理とその方針について。

消防団員の皆様方には、日頃から火災や水防等の防災活動に昼夜を問わず御活躍いただきお礼を申し上げ、改めて心から感謝を申し上げます。今回、その拠点施設となる消防団詰所について、質問させていただきます。

消防団詰所は、通常、消防車両や資機材の収納場所、消防団員の教育・訓練の場でもあり、各種会議等が実施されております。また、災害発生時の消防団活動拠点となる重要な施設としても位置づけられています。しかしながら、本市にある 6 か所の消防団詰所は、清須市公共施設個別施設計画において適正配置方針の検討対象外となっているため、今後どのような方針で適正管理を行っていくかが喫緊の課題だと考えます。

例を挙げますと、清洲分団詰所においては、老朽化と住宅地内の施設ゆえに、訓練等で使用する消防車の騒音のクレームなど、通常の活動を妨げる課題等が挙げられます。また、現状の消防団詰所は借地でもあるため、移転の検討も必要だと考えます。これは、一例に過ぎず、他の消防団詰所でも様々な課題が山積されているのではないのでしょうか。

今後の適正管理をどのように行っていくか、本市の方針について、以下お伺いいたします。

①消防団詰所の適正管理の方針について

②老朽化が進む消防団詰所の対策について

③清洲分団詰所の移転について

大きく 2 点目、消防団初動体制について。

消防団は市町村の消防機関で、構成員である団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も併せ有しています。近年頻発する地震災害や、さきの能登半島地震においても、消防団は、消火活動、要救助者の捜索、救助活動、給水活動、危険箇所の警戒活動など幅広い活動に従事し、特に日頃の地域に密着した活動の経験を生かして、倒壊家屋から数多くの人を救出した活躍には目覚ましいものがあり、こうした活動により、地域密着性や大きな要員動員力を有する

消防団の役割の重要性が認められております。

しかし、都市部を中心に地域社会への帰属意識の希薄化が生じ、既存の地域組織活動になじみが薄い住民の増加も懸念をされております。団員の年齢構成は、かつては比較的若年層が中心でしたが、30歳未満の団員の割合が減少する一方、40歳代や50歳代以上の割合が増加するなど、高齢化が避けられない現状となっています。また、団員の職業構成は、かつては自営業者などが中心を占めていましたが、全国的にもサラリーマン団員の割合が増加しており、昭和43年の26.5%が、令和5年には72.8%に達しております。このような団員数の減少と団員構成の変化が消防団の運営に影響を及ぼしており、適正な規模の活力ある団員の確保が切実な課題となっております。

消防団が要員動員力や即時対応力という特性を発揮していくには、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保が必要です。さらに、活動を地域防災面に止めることなく、福祉や環境保全、芸術文化など他の分野にも幅を広げることにより、地域密着性がより高められると考えます。市民や企業が、災害に対して自らが自らを守ることの自覚に加え、消防団が果たしている指導的役割について認識を高めていくことが必要です。課題として挙げられる平日昼間の火災等での初動体制の強化や分団の再編など、いつ起こるか分からない南海トラフ地震を始めとした大規模災害への備えが急務であり、重要です。

これらのことを踏まえ、以下お伺いいたします。

①本市における火災発生時の初動体制について

②サラリーマン団員の本市における割合と今後の団員確保対策について

③大規模災害団員制度など今後の分団の在り方について

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

議長（岡山 克彦君）

はじめに、1の①の質問に対し、舟橋危機管理部次長兼危機管理課長、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋でございます。

1の①の質問についてお答えいたします。

市内6か所にある消防団詰所は、清須市公共施設個別施設計画において適正配置方針の検討から対象外となっていますが、老朽化が進行しているこれらの施設は、不具合が出た箇所を事後的に修繕する事後保全型の管理方法に準じて管理することを想定しています。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

今、事後保全型の管理方法に準じて管理していくことを想定しているということなんですけども、これ 1 点確認なんですけど、消防団詰所というものは、清須市公共施設個別施設計画において、統廃合などの施設の最適化や複合化、民営化を促進する施設ではないことから、対象外ということの認識でよろしかったでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

それでは、②番の答弁よろしく願いいたします。

議長（岡山 克彦君）

次に、1 の②の質問に対し、舟橋危機管理部次長兼危機管理課長、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

1 の②の質問についてお答えいたします。

老朽化が進む消防団詰所については、事後保全型管理に準じ、必要に応じた改修、修繕を実施します。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

今の御答弁の中で、事後保全型に準じて施設管理をしていくという答弁でありましたけれども、必要があれば大規模な改修なども含めて行っていくという認識でよろしいでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

答弁でも申し上げましたとおり、大規模改修も含めまして、必要に応じた改修、修繕を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

では、今ですね、現状、市内の消防団詰所において、顕著な不具合が報告されているところというのはございますでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

清洲分団から詰所における雨漏りの報告がございまして、応急的な修繕を行っております。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

今の御答弁の中で雨漏りの報告があるということでしたが、こういった不具合の情報というものは、消防団員の皆様からの御報告というような認識でよろしいでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

そういった報告が団員からございました。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

では、消防団員からの情報でこういった不具合を直していくということで、いろいろ危機管理課の皆様方に関しましては、消防団の皆さんと常にいろいろと打合せ等々であると思いたくても、そういった情報をすくい上げていくような形の方法というものをしっかりと取っていただきたいと思います。

それでは、清洲分団所の雨漏りに対して応急的な修繕を行っていくということでございますけれども、清洲分団所は年数もかなり経過しております。今後、大規模改修等を行う予定はございますでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

今後は、まず、問題となっている雨漏りが完全に解消できるよう、清洲分団詰所の屋上の防水改修など、必要な工事について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

今、屋上の防水改修も含めた必要な工事を検討ということで、これはきちんとしたこういう大規模改修等が行われるということで、こういう改修工事に対する危機管理課の改修のやり方だったかというふうに承りました。このことも踏まえまして、③番の分団所の移転について御答弁ください。

議長（岡山 克彦君）

次に、1の③の質問に対し、舟橋危機管理部次長兼危機管理課長、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

1の③の質問についてお答えいたします。

清洲分団詰所については、課題となっている防水をはじめ、必要な、必要に応じた改修、修繕を検討していくため、現在移転については考えておりません。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

今現在、移転については考えておりませんという御答弁でありましたけれども、冒頭の言葉でもお話しさせていただいたとおり、清洲分団所の土地というのはまず民有地、プラス借地料も支払っていると聞いております。こちらも財政的なことも含めまして、新しい消防団詰所というものを立て直すべきだということも考えますし、清洲庁舎の跡地になりますけども、7月1日から五条川防災センターが供用開始をされる、その流れの中で、まだ日にちは決まっておりませんが、保健センターも解体される、そういった状況も含めて考える中で、私はこの立て直しというものをそちらのほうで行うべきではないかというふうに強く考えるわけでございますけども、この所見について、飯田部長からこれに対しての御所見をいただければと思います。

議 長（岡山 克彦君）

飯田危機管理部長、答弁。

危機管理部長（飯田 英晴君）

危機管理部長の飯田です。

先ほど次長が答弁でも申し上げたとおり、老朽化が進む本市の消防団詰所については、事後保全型に準じ、必要に応じた改修、修繕を実施してまいります。

清洲分団詰所は、繰り返しになりますが、以前にも雨漏りなどの不具合により部分的な修繕を数回行ってきた経緯があるものの、完全に解消できていません。そのため、今後、建物全体の防水対策の検討を考えており、現在は清洲分団詰所の移転予定はございませんが、今後も建物の状況、消防団の状況、財政状況などについても注視し、総合的に考えていく問題であると捉えております。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

今、総合的に考えていく意見だということで、注視していくということで、いい御答弁をいただいたと思います。しかしながら、短期的な改善手法として、もちろん雨漏りの改修を検討することは、先ほど課長から、今も部長から何度もいただきましたが、これらの対策に対しましては、これは清洲分団所のためにも速やかに実施していただくことだというふうに私は認識をします。

そして、先ほど私が申しております今回の移転の問題に対しても、先送りするのではなくて、清洲分団所の移転というものに対しましては、私は本市にとって有益な手法であるというふうに捉えております。先ほど、何度もくどいことになりますけども、部長からも、建物、消防団、財政状況などに注視して、総合的にしっかりと考えていく問題であるということを言っていただきましたので、ぜひ、消防団の移転についても終わるのではなく、あらゆる角度から今後も検討していただいて、しっかりとした検討が必要だということを申し述べて対応に当たっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、大きい2番の質問をお願いいたします。

議長（岡山 克彦君）

次に、2の①の質問に対し、舟橋危機管理部次長兼危機管理課長、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

それでは、2の①の質問についてお答えいたします。

市内で火災が発生した場合、尾張中北消防司令センターから第1報としてメールによる指令が入り、これを消防団の正副団長及び消防団事務局の危機管理課職員が受信できるように登録をしています。これが建物火災の際は、事務局にて状況を確認後、延焼中である場合は消防団員へ招集メールにて連絡するほか、正副団長及び市長、副市長へその旨を電話にて連絡します。消防団員はこの連絡を受け、消防団詰所にて消防自動車に乗車し現場へ駆けつけます。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

この初動体制の件なんですけど、例えば、昼間・夜間・休日など、どのような時間帯でもこの初動体制は変わらないという認識でよろしかったでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

この火災発生時の初動体制につきましては、昼夜を問わず、また時間帯などによって変わることなく同様の体制となります。以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

今、変わらないということで確認しました。こちらに関しましては、消防団の招集について何かルールのなものはあったりするのでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

建物火災が起きた場合、まずは当該地区の団員を招集することとなっております。ただし、火災の規模が大きく、より多くの団員が必要であると判断した場合には、他の地区の団員にも招集をかけることとなっております。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

今、火災が大きい場合は他の地区の団員にも招集をかけるということで認識をしました。それで、この初動体制になるんですけども、操法の関係では多分 5 人で活動しなさいということにはなっていると思うんですけど、清須市においては何人体制で業務を行うこととなっているのか伺いたいします。

議 長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

本市では 4 人以上で対応するという事になっております。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

分かりました。

今、現状は、初動体制は 4 人以上という体制で業務に当たるということが確認できましたので、②の答弁よろしくお願ひします。

議 長（岡山 克彦君）

次に、２の②の質問に対し、舟橋危機管理部次長兼危機管理課長、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

２の②の質問についてお答えいたします。

本市の消防団員のうち、サラリーマン団員の割合は８４．５％となっております。また、団員確保対策につきましては、あいち消防団の日のＰＲ活動として市役所内にブースを設置し、リーフレット、啓発グッズの配布、市の主要行事における消防自動車等を活用した啓発活動、自主防災訓練参加時における団員募集活動、消防団員による勧誘や募集チラシのポスティングなど、引き続き積極的に実施してまいります。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

大塚議員。

９番議員（大塚 祥之君）

今、本市の消防団員の条例定数は２９３名ということになっていると思いますけども、現状の団員数はどのようになっていますでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

本市の現状の団員数は２５９名でございます。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

大塚議員。

９番議員（大塚 祥之君）

現状の団員数は２５９名ということで、全国的に消防団が抱える課題の１つでもあります、サラリーマン団員の増加ですけども、本市８４．５％ということになりますが、本市は何名ぐらいおみえになるのでしょうか。

議 長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

本市は、団員２５９名のうち２１９名の方がサラリーマン団員となります。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

大塚議員。

９番議員（大塚 祥之君）

今、現状サラリーマンの割合８５．４％の２１９人ということですけど、以前と比べてサラリーマン団員数というのはどのような形で推移をされていますでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

１０年ほど前を見ますと、本市のサラリーマン団員の割合は７５％でありまして、ここ１０年で約１０％増加をしております。このようにサラリーマン団員比率が上昇し、職業、勤務地及び勤務時間などの関係から、全団員が等しく消防団活動に参加することは難しくなっているというふうに感じております。

以上でございます

議長（岡山 克彦君）

大塚議員。

９番議員（大塚 祥之君）

今ここ１０年ぐらいで約１０％増加して、団員が等しく消防団活動に参加することが難しくなっているよということでしたけども、こうした現状に合わせまして、本市として、団員に対して消防活動に参加できる時間帯等、事細かくアンケートだとか、何かいろんなツールでも結構なんですけど、そういった調査を行ったことはありますでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

そのようなアンケート等は行ったことはございません。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

今やってないということなんですけども、このサラリーマン団員が増加する中で、こういったアンケート、いろんなもので抽出して調査して、参加できる時間帯を危機管理課が把握するということイコール、あらゆる火災においての初動体制、ましてや日中の初動体制の強化につながっていくと私は考えますので、アンケートなりWebでも構いませんが、こういった調査の実施というものをしっかりと御検討と実施をしていただきますようお願いいたします。

今、消防団の対策としていろいろと御答弁をいただきましたけれども、最近、本市として、この確保に対する対策として実施した取組等があればお聞かせください。

議 長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

消防団員募集の取組といたしまして、最近ですと西枇杷島分団が、団員の皆さん自身がモデルとなり、その写真を掲載した消防団員募集のパネルを作成されまして、先日の尾張西枇杷島まつりにおいて、まつり本部や消防団員のテントにおいて掲示をいたしまして消防団員募集活動を行っております。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

今、消防団活動していただいたということで、こうした消防団におけるすばらしい活動が消防団員の募集につながると私は信じております。引き続き本市としましても、こういった活動のフォローだったり、活動をしっかりとフォローアップしていただくようお願いいたします。

それでは、③番の答弁をお願いいたします。

議 長（岡山 克彦君）

最後に、2の③の質問に対し、舟橋危機管理部次長兼危機管理課長、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

2の③の質問についてお答えいたします。

本市の消防団員数は、条例定数は下回っているものの充足率は全国平均を上回り、東尾張ブロックの近隣自治体と比較しても多くの団員が在籍しています。また、水防団員の役割も兼ねてい

るため、現行体制を維持してまいります。

よって、大規模災害団員制度については現在実施する考えはありませんが、体制の維持が難しくなったときのことも見据え、先進自治体の取組を調査してまいります。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

先進自治体の取組を調査するということで、この大規模災害団員制度の有効性についてなんですが、どのような認識を持たれているのかお伺いいたします。

議長（岡山 克彦君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋 監司君）

大規模災害団員は、活動をあらかじめ限定して従事する消防団員の機能別団員の 1 つとして認識をしております。

この大規模災害団員のある取組事例を御紹介いたしますと、大規模災害団員を消防団の O B で構成し、基本は、大規模災害時の避難誘導、避難所開設等における補完的後方支援活動を行うとしております。これらの取組について地域防災力の向上に寄与できる要素はあると考えますが、まだ全国的にも事例は少なく、東尾張ブロックなどの近隣自治体も実施しているところはございませんでしたので、今後も引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

今、御答弁のとおり、この制度は、特定の役割・活動をあらかじめ限定して従事する機能別団員のひとつとされ、大規模災害における新たな業務や人員不足となる場合に限り出動します。想定される成り手として、消防職員、消防団 O B、自主防災組織等の構成員、学生、事業所団体等の従業員、また、特殊な資機材等を持つ事業所、団体等の関係者など幅広い人材が確保できるため、消防の後方支援体制の充実が図れ、防災体制の強化につながると考えております。

先ほど御答弁いただいたとおり、清須市においてもサラリーマン団員が 84.5%、10 年前

に比べて約10%多くなっているという御答弁をいただいております。今後の清須市の消防団の将来ということを見越して考えるのであれば、今84.5%ですけども、このサラリーマン団員のパーセンテージがこれからも上がる可能性というのは強く感じております。

そこで、先ほど言われましたけども、今後もしっかりとしたこの制度についての情報収集に努めるとともに、本市での運用というものをしっかりとこれからも検討していただきたいですし、調査もしていただきたいということを申し述べさせていただきます。

なぜ消防団の初動体制ということで質問させていただきましたといいますと、先ほどから言っておりますが、サラリーマン団員が多くなってくる中で、災害の規模が大きく、より多くの団員を必要とした場合、サラリーマン団員が増え続けることの中で、この日中の初動体制がいかに強化できるかということが私、ポイントになると思っております。

私も冒頭述べましたように、いろいろな初動体制の在り方というものを、危機管理課が消防団の皆様方に、今後の消防団の在り方というものを、しっかりと初動体制も含めて意見を抽出して引っ張り上げてもらって、今後、清須市の将来の消防体制の強化につなげていただくということをしっかりと議論していただきたいということを私から申し述べて、この質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

議長（岡山 克彦君）

以上で、大塚議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入ります。

再開は午後1時15分とします。よろしくお願いします。

（ 時に午前11時39分 休憩 ）

（ 時に午後 1時15分 再開 ）

議長（岡山 克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

午後であります、最後になりましたのでよろしくお願いいたします。

私は大きく2つの課題について質問させていただきます。

最初に、路面標示についてであります。

安心・安全な道路環境を確保するために、路面標示は重要な役割を持っています。しかし、市内の道路を見ると、消えかかっているものが目立ち始めており、実態調査と修繕が必要となっています。

そこで、本市の路面標示の整備について伺います。

①路面標示の修繕時期について

②劣化やかすれ箇所の対応・対策について

③道路管理者と公安委員会の情報共有と連携について伺います。

2つ目、生活困窮者自立支援についてであります。

「生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」（令和6年4月24日）が公布されました。改正の趣旨は、単身高齢者世帯の増加や持家率の低下が進む状況を踏まえ、住宅確保が困難な者に対して安定的な居住の確保を支援することや、生活保護世帯の子どもへの支援を充実すること等を通じて、生活困窮者等の自立のさらなる促進を図るため、生活困窮者住居確保給付金及び進学準備給付金の支給対象者の追加、一部の被保護者を対象とした生活困窮者就労準備支援事業等の実施、社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等の措置を講ずることとなりました。

近年では、単身高齢者世帯が増加する中であって、65歳以上の単身女性の相対的貧困率は約44%に上ると言われており、生活に困窮する単身高齢者世帯への支援は喫緊の課題となっています。

そこで、本市における生活困窮者や生活保護者の実態と今後の取組について伺います。

①単身高齢世帯の推移と実態について

②多様な生活課題を抱える単身高齢者等の生活上の課題の対応と取組について

③居住支援の強化のための措置による居住に関する切れ目のない相談支援体制の構築について

④子どもの貧困への対応において、生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業の支援内容について

⑤生活保護利用者に対する就労準備支援事業、家計改善支援事業の法定化は、支援に名を借りた生活保護制度から利用者を排除する手段につながることへの懸念の声が聞かれます。多様で複

雑な課題を有する生活困難者や生活保護受給者に対しての支援の在り方について

以上であります。御答弁よろしくお願いいたします。

議長（岡山 克彦君）

はじめに、1の①の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課、村瀬です。

①の質問についてお答えします。

路面標示は、横断歩道や駐停車禁止など、道路交通法に基づき公安委員会が設置する道路標示と、車道外側線など道路法に基づき道路管理者が設置する区画線等に区分されます。市が管理している路面標示の修繕については、職員の定期的なパトロール、市民からの情報提供や自治会からの要望により現地を確認した上で、危険性、緊急性を考慮して、順次、路面標示を引き直していますが、特に修繕時期の決まりはありません。

以上です。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、決まりはないという回答でありました。まず、共通認識を得るために路面標示の道路管理者、路面標示もいろいろあると思うものですから、まず、例えば、国道・県道・市道には区画線や法定外表示や道路標示、こういうふうに分類されているわけですが、道路管理者である本市が市道において、路面標示というものについては、区画線や法定外表示というのはどんなものなのかということをお聞きさせていただきます。

議長（岡山 克彦君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

先ほどお答えしました車道外側線のほかに、区画線の分類といたしまして、車道中央線、歩行者横断指導線等、その他の分類といたしまして、減速マーク、交差点マーク、停止誘導線等があります。

以上です。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それだけのものがあるということであります。そしたら、それだけのものが本市の市道、どういうふうに管理されているかということがありますが、市道には1級市道と2級市道、その他の市道があるわけですが、本市の市道というのはどれぐらいあるわけですか。

議長（岡山 克彦君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

市道は幹線市道といたしまして、1・2級道路と、一般市道といたしまして、その他道路に大きく分けて管理をしております。

管理延長は、1級道路は約17km、2級道路は約24km、その他道路は約321km、合計約362kmあります。延長が長いため、1・2級道路等、通学路・交通施設周辺等、優先順位をつけて管理を行っております。

以上です。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

優先順位をつけて行っておるということでありますが、路面標示に関わる事業というのがあります。1つは、今、通学路の話が出ましたが、通学路の安全対策事業、それからもう一つは、生活道路の事業であります。本市の事業評価のやつを見ると、通学路等は毎年120万円ぐらいが組まれておって、道路全体では2億円強の予算が組まれて、そのうち道路路線標示についてはどれぐらい支出しておるか分かんわけですけれども、まずは、清須市の通学路の交通安全プログラムというのがあるわけですが、通学路安全推進協議会を開催していろいろやられてるんですが、これはどういうふうになっておるのでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

通学路交通安全プログラムは、平成28年度から市内の8小学校区を2校ずつ4ブロックに分けて、4年に1回、該当小学校の通学路を合同点検しております。令和5年度に2回目の点検が

終わりました、今年度から3回目が始まります。また、関係機関の連携を図るため、西枇杷島警察署、愛知県尾張建設事務所、学校教育課、総務課、土木課で構成した通学路安全推進会議を設置し、議論を進めています。

以上です。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

きちっと機能しているということであります。これを順番にやっていくということですが、この協議会自身はプログラムで議論していくということについては、年に1回顔合わせをやられてるわけですか。

議長（岡山 克彦君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

昨年度、令和5年度につきましては、令和6年3月5日に通学路安全推進会議を行っておりますので、年1回行っております。

以上です。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、通学路についてはお話いただきました。

それから、先ほど言われた市道の関係でいうと、もちろん通学路も入るわけですが、1級、2級よりもその他道路が321kmあるということでありました。それで、道路修繕費の第2次総合計画の中にも書かれておるわけですが、これを見ると、例えば、箇所であれば年間80か所で、修繕であれば距離であれば2,500mとかいうことを書いてあったんですけども、そうすると全体で362kmあるわけですが、どういうふうを考えられてやってみえるのかお聞きします。

議長（岡山 克彦君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

先ほどもお答えをしましたが、優先順位をつけさせていただいて通学路や公共施設の周辺、こちらを重点的に路面標示が劣化しているところを、修繕を実施していきたいと考えております。

以上です。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そしたら②番の、まず回答をいただきたいと思います。

議長（岡山 克彦君）

次に、1の②の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課、村瀬です。

②の質問についてお答えします。

路面標示の劣化状態の把握については、現場で目視により確認をしています。路面標示の劣化、割れ、クラックが顕著な場合や、磨耗または剥離により、路面標示の中に舗装路面の露出が確認された場合、交通量等を考慮し修繕箇所とします。

以上です。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

劣化やかすれの状況は、安心安全な道路環境の確保においてどう考えるかということがあるわけですが、その都度ということではいろいろ点検しておるということでありました。

例えば今、車線を維持して走っていくためにいろんな車がついとるんですよね、自動支援システムが。車線がないとなかなか認識できないとか、また変なふうになってるとロックがかかっちゃったりいろいろする。今そういう安全性の問題で車に搭載されているものも多いわけでありま。同時に、かすれとか劣化度については、AIを使った委託業者なんかが県や何かから委託されて、ずっと走って点検されております。それで、ランク度を決めてその都度修繕していくという、目視だけでなくAIを使ったということによってやってみえるわけです。その辺について、私、質問する気なかったんですが、さっき休憩で外へ出たら、すぐそこでちょうど走ってたんですよね、県道をその車が。だから、村瀬さんが県に言ってくれたのかなと私は思ったわけですけど、

ちょうど走って行かれたもんですから。だから、そういうのを利用したようなこういう対応については今考えてないんですか。

議長（岡山 克彦君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

現在のところ、今のＡＩを活用したそういったもので調査するということころまでは考えておりません。

以上です。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

利用頻度が高いとこほど路線のかすれやいろいろ起きるわけでありますので、きちっとした対応が必要だと思いますので、その都度になると、連絡が来ないようなところについてはほかりっ放しになってしまうという状況がありますので、きちっと対応していく必要があると思うわけがあります。

その辺について、ほかの別の視点から聞きたいと思いますが、例えば、交通安全対策特別交付金というのが市の予算にも掲げられているわけですが、大体1,200万円予算計上はされているんですが、これというのはどういうふうに積算根拠されて出されておるのか、また、これはどういったところに活用されているのか質問させていただきたいと思います。

議長（岡山 克彦君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

こちらは市で単独で行います道路交通安全施設整備の経費に充てる財源として交付しておるものであり、交通事故の発生を防止することを目的としております。

交付金の使途といたしましては、道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用で、本市においては、区画線や防護柵設置及び修繕、街路灯を新設及び修繕等の費用に活用しております。令和5年度は903万円の交付を受けております。

以上です。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

路面標示等にも使うということで903万円、これをどう見ているかということがあるんですが、交通反則金の収入を原資としてるわけでありまして。自治体が単独で行う道路交通安全施設の整備、今言われたようなことに使えと。1,200万円を予算立てしておっても903万円、中身を見ると、反則金のあれが少なかったりとか、いろいろもあるもんですから、どう見るかはあると思うわけですが。愛知県の令和5年度市町村分を見ると6億1,200万円、そのうち本市が903万円ということでありまして、市民の皆さんはなかなか反則金というふうに使われておるかというのも分からないし、それがきちっと路面標示なんかにも生かされていないということになるといろいろ思いもあると思いますので、こういった活用もきちっと市民の分かるように使っていただいていると思いますけれども、しっかり活用していただきたいということを言っておきます。

③番目の回答をお願いします。

議長（岡山 克彦君）

次に、1の③の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課、村瀬です。

③の質問についてお答えします。

路面標示の管理は、公安委員会と道路管理者に区分されています。道路管理者は公安委員会が設置した路面標示を修繕することができないため、公安委員会が設置した路面標示に対しての情報提供や修繕依頼があったものについては、西枇杷島警察署に連絡をしております。

以上です。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

この項目では最後になりますので、市長にお聞きしたいと思うんですけれども。令和5年度の清須市交通安全推進協議会の議事録を見せていただくと、令和4年度の交通事故の発生状況、西枇杷島管内は結構多かったということと、その中で清須市についても結構事故があるんですね。その中でさらに細かく見ていくと、人身事故の小学校区別の情勢を見ると、一番多いのはやっ

ぱり国道２２号線がある春日学区が令和４年４９件、その次が清洲学区が４７件というような状況があるわけです。やっぱり安心安全な道路環境を確保していくということは重要でありますし、その上で路面標示というのも大事になってくると思うわけですが、市がやることと公安委員会がやることと県がやること国がやることいろいろあるもんですから、各管理者における対策箇所や進捗状況等の情報を共有していくというのが非常に求められるわけですが、国や県や公安委員会と本市の連携はどういうふうに具体的に、市長のほうから声を上げていただくなりいろいろやっていくというのはどういうふうになるのかといういろいろ思いを。

議 長（岡山 克彦君）

永田市長、答弁。

市 長（永田 純夫君）

道路標示が消えかかるとって危険な箇所は幾らでもあります。さっき課長が答弁したとおり、管理者によってやれるとことやれんところがあるもんですから、一番危ないのは横断歩道、それから停止線が消えかかるとところは、これは清須市だけではなくてそこらじゅうの市町村にあるわけなんですけども、実は３年ぐらい前だったと思うんですが、東尾張ブロックの総意として、市長会を通じて公安委員会に要望を出しました。それは何かといいますと、言っても言ってもなかなかやってもらえないもんですから、「市費でやるのでやらせてくれんか」と言って要望を市長会から出したんですけども、公安委員会の回答は「手を出してもらっては困る。うちの権限なので、市でやることについては許可は出せません」という返事でした。これは公の会議ですので、知事もおったところの公安委員会からの発言ですので、それで市町村は手が出せないことに今もなっておるんですけども、公安委員会の方も予算が限りあることですので、緊急性を見てやっていかれると思うんですけども、市のほうとしては、危ないところについては西枇杷島警察署に何度も要望をかけるという方法しか今はないかなというふうに思ってます。

前、一場の押しボタンの信号機が去年ついたんですけども、あれも１０年ぐらい要望を続けてやっとならしてもらえたということで、それでもつけてもらえたんですので、警察がいやがるぐらい要望は続けていきたいというふうに思っております。

ただ、市が管轄する分については、それはやっぱり緊急性とか危険性を考えて、市は小回りができますので、その部分についてはしっかりやっていきたいというふうに思ってます。

以上です。

議 長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

よその自治体でも請願とかいろいろ上がってるようなところもあるもんですから、声を上げていくということ大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、お願いします。

議長（岡山 克彦君）

次に、2の①の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

2の①の質問についてお答えいたします。

本市の生活保護を受給されている世帯における65歳以上の単身高齢世帯の推移は、令和2年と比較すると1.26倍に増加しております。令和2年4月では159世帯でしたが、令和6年4月には200世帯となり、生活保護を受給されている世帯の約4割が単身高齢世帯となっております。また、生活に困窮される単身高齢世帯からの相談支援員への相談件数は、年間を通じて8件から16件で推移しております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

高齢世帯の推移で生活保護を受給されてる方も増えておるとい、今、回答でありました。総務省の統計局が2023年に公表した家計調査報告、ここを見ると、高齢者の一人暮らし65歳以上の収入、年金などの社会保障給付が12万1,496円、それとは別のほかの収入が約1割程度あって、合算すると13万4,915円ということであります。一方、出ていくお金はどんなもんかという、支出額は平均で14万3,139円。あくまで月平均であります、さらに物価高騰で今、大変な状況があるわけであります。

今、生活保護を受給されている世帯の約4割が単身高齢者ということをおっしゃいました。全国的には高齢世帯の生活保護は70万を超えたと。その7割がやはり単身だと言われているわけであり、本市の現況についてはどういうふうに見られておるのか、担当者の方からお聞きしたいと思っております。

議 長（岡山 克彦君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

先ほど議員言われました、ある調査のほうでは7割ということで、本市におきましては、単身高齢世帯4割ということで把握しております。本市の場合、病気とかにより生活に困窮される方の傷病世帯という割合のほうも増加をしてきております。そのため単身高齢世帯が低くなっているというようなことでは考えております。今後、単身高齢世帯のほうが増加するというに伴いまして、そちらの割合のほうも増えてくるのではないかと考えております。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

2つ目の、まず回答をいただきたいと思います。

議 長（岡山 克彦君）

次に、2の②の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

2の②の質問についてお答えいたします。

単身高齢者の生活課題の多くが、病気治療の必要性があることや体力の低下による日常生活活動の制限といった課題が挙げられます。生活課題解決のため関係機関と連携を図り、適切な医療、介護サービスへつなげるなどの支援に努めております。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

生活上の課題で、今、介護サービスにつなげるとか、いろいろ言われたわけではありますが、先般5月に国会の質疑を見ておったら、政府は1月から3月に自宅で亡くなった65歳以上の一人暮らし高齢者が1万7,034人、こういうふうに明らかにされておる。年間推計をすると約6万8,000人となるわけであります。そして、この現実が孤独死、孤立死の実態把握を進めていくことになるわけではありますが、さらに厚労省は、高齢者の単身世帯の増加が見込まれる中

で、身寄りのない人を含めて、地域に暮らす誰もが尊厳ある生活を継続して安心して年を重ねることができる社会をつくっていくことが重要であると同時に述べられたわけであります。

以前、私が令和４年の３月議会で質問したとき、本市における一人暮らしの高齢者の実態の把握ということに対して御答弁いただいた回答は、本市では６５歳以上の単身世帯を住民基本台帳により抽出して、民生委員の訪問、対面による実態調査を実施しとるから、一人暮らし高齢者が日常生活で緊急時に支援を受けることができるよう、ひとり暮らし高齢者登録・緊急通報システム事業及び救急医療情報キット配布事業のサービスの御案内を行っている。新たに一人暮らしになられた方や生活実態や未把握の方を対象に優先的に調査を行って、一人暮らし高齢者の実態把握を行っている。今後も各種事業の中で、お互いを見守る地域づくりを強化するとともに、一人暮らし高齢者が自ら困り事を発信することの必要性を啓発していくんだと言われてました。その後コロナ禍等もあるわけですが、現状はどういうふうに掴まれておるのかお聞きしたいと思います。

議長（岡山 克彦君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

一人暮らしの方の高齢者の調査の件なんですけども、毎年、高齢福祉課のほうから民生委員・児童委員の方に依頼をさせていただいております。民生・児童委員の方がお一人暮らしの高齢者の方の御自宅に訪問をして実態調査のほうを行って、それで必要であるような福祉サービスのほうにつなげているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

１５番議員（加藤 光則君）

その辺では、一人暮らし登録は今どんな状況ですかね、人数というのは。

議長（岡山 克彦君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

登録の人数につきましては、約７００名ぐらいということでは把握しております。

以上です。

議 長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

登録が700名だと、ここのを見ると、一人暮らしの方がどんどん増えて2,461名になっておるんですけれども、ほとんどの人が登録されていないということの認識でよろしいですか。

議 長（岡山 克彦君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

そうですね。今、登録を希望される方につきましては、その人数ということで把握はしております。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

以前のときも、「増加傾向にあるから登録勧奨が必要だ」、こういうことを言われたわけであります。しかし、なかなかコロナが明けてもこういう状況で掴まれていない人が非常に多いということであります。

今お聞きしたわけですが、一人暮らしの方で生活困窮で大変な状況にある人たちがきちんと登録されているかということが非常に気になるわけであります。例えば、一人暮らしの高齢者の方が生活保護を受けられるときには実態をつかまれておったのかどうなのか、登録されていたかどうかで対応が変わってくると思うんですよね、生活困窮の支援において。その辺については前は登録勧奨ということ言われておったんですが、どういうふうに考えられておるのかお聞きしたいと思います。

議 長（岡山 克彦君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

登録がない方につきましても、民生・児童委員の方が家庭のほうに訪問していただいて、実態調査を行って、引き続き、登録の勧奨のほうはさせていただいております。その中で、生活に困ってみえるというような相談があった場合には、役所のほうにつないでいただいているような状

況でございます。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

総合計画の実施計画、この中に生活困窮者自立支援制度の実施というところがあって、早期に支援と自立促進を図るということで、自立相談が年間160人、この目標に対して評価シートでは、令和3年では例えば208人と、増えているわけですね、こういう大変な状況に置かれている方。だから、きちっと働きかけていくような取組も必要になると思うわけです。

制度の隙間にあって支援が届かない人をどう救っていくかということがあるわけですが、そういった中で、孤独・孤立対策推進法というのがこの24年の4月1日から施行されたわけですが、その中身を見てみると、日常生活、あるいは社会生活において孤独を覚え、または社会から孤立していることにより心身に悪影響を受けている人への支援などに関する取組について、その基本理念、国や自治体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力などを定めている。その中で、自治体においては地方版プラットフォームの参加の中で、特に個々の当事者への支援に関する各種団体から構成される孤独・孤立対策地域協議会を設置し、支援を必要とする人に対してその意向に沿って確実に支援を提供するための協議を行っていくんだということが孤独・孤立対策推進法に書かれておって、各自治体に委ねられているわけですが、本市としては、このことについてはどういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

議長（岡山 克彦君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

そうですね、今、社会とのつながりというのが非常に希薄化しているときだからこそ起こるような問題だということは認識しております。当事者の方、家族の方におきましても、それぞれの状況が違ってきておりますので、孤立・孤独問題というのは総合的な問題を抱えているということが多いと思われますので、各課のほうで連携を図りながら支援することが必要であるということは認識しております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

次の答弁をいただきたいと思います。

議長（岡山 克彦君）

次に、2の③の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

2の③の質問についてお答えいたします。

単身高齢世帯が増加しており、住居確保が困難な方へ安定的な住居確保の支援は必要であると考えております。生活困窮者自立支援法の改正により、住まいに関する相談窓口の設置、見守り支援の強化のための人員確保、家賃の安い住宅へ転居のための初期費用補助等の実施が求められていきます。今後、支援体制の構築に向け、国や他の自治体の動向を注視してまいります。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

住まいの問題非常に重要だと思います。令和5年、6年度、このモデル事業等もどんどん中身も変わってきたわけですが、第2次総合計画実施計画を見ると、住居確保給付金の支給が令和3年度で76人となっているわけであります。今、今後支援体制の構築に向けて、国や地方自治体の動向を注視と言われたわけであります。一時生活支援事業によって衣食住の提供及び自立相談事業と連携した就労等による自立支援ですね、シェルターの問題、アパート等への入居・見守り支援、このことについて、動向注視じゃなくして、今現実には起きている課題とか何かがあった場合、どういうふうに対応されておるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（岡山 克彦君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

実際に住む場所がないということで相談に来られた方は実際おみえになります。その方に対して、市内のほうにNPO法人が運営されます宿泊施設がございます。即日入居できるような形でうちのほうは依頼をかけさせていただいて対応しております。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

現実にあっても、市内のほうにそういう入居ができるような施設があるということを言われたわけでありますので、きちっと対応していただきたいと思います。

④番目の回答をお願いします。

議 長（岡山 克彦君）

次に、2の④の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

2の④の質問についてお答えいたします。

生活保護を受給されている子育て世帯については、将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えており、保護者も近所との関わりが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいことや支援の場に参加しないなどの問題があります。

アウトリーチ事業とは、子育て世帯に専門知識を持つ職員が訪問し、生活環境の改善に向けた働きかけや、進学に向けて奨学金の活用等の進路選択に関する情報を提供する支援であると認識しております。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

同時に、今回改正された中で、令和6年1月から既に進学・就職準備給付金なんかも遡及して運用されておるということになっておりますけれども、本市でも、そういった適用者は、実態はどういうふうになっていますか。

議 長（岡山 克彦君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

今回の支給要件に該当する方はおみえになりませんでした。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今回、子どもの貧困への対応において改正されたわけですが、子どもだけではなく世帯全体の支援につなげる観点から、令和7年度から、子どもや保護者に対する相談支援や自立相談支援事業の利用勧奨といった生活支援についても、学習支援と一体的に行うように検討していくとされているわけですが、世帯全体への支援という観点から事業の実施拡充を図ることに對して、本市としてはどのように受け止めて、この制度の検証実施されようとしているのか伺います。

議長（岡山 克彦君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

お子さんが大学に進学するというような進路の選択ができる家庭環境をまず改善を図ることが、貧困の連鎖を断ち切るということになるということは考えております。お子さんの教育に関する保護者の方の理解や意識のほうを喚起することが必要だということでは考えております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

時間がないので、⑤番目の、まず回答をいただきたいと思います。

議長（岡山 克彦君）

最後に、2の⑤の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

2の⑤の質問についてお答えいたします。

生活に困窮していることによる生活課題を解決することで経済的な自立は図れますが、近年、地域や家族、職場といった生活の様々な場において人とのつながりが弱くなっています。社会的に孤立せず、人と人のつながり、一人一人の生きがいや役割を持つことによる社会的な自立に関しても支援することが必要であると考えております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今ですね、つながりが弱くなっている、こういうことを指摘されたわけであります。予防対処する上でつながりというのは非常に私も重要だと思います。しかし、高齢になると機能の低下とか収入機会の減少による経済的な状況、これが悪化していく。こういうことを考えれば、より手厚い施策が必要になるわけでありますし、さらに独居高齢者にとっては、つながる、このことの策の前に、事実上の実生活で切実な困難な課題への支援というのがより重要だというような、こういう指摘も今、様々なところからされているわけであります。今、要因が絡み合って独居高齢者が増加していくことがあるわけでありますが、いろんな課題が出てきているわけであります。そういうことを前提にした支援策を立てていく、こういうことが求められているわけであります。そのためには社会福祉協議会や地域包括センター、いずれも複合的に絡み合う社会課題とか高齢社会の進んでいく中で、高齢者、さらには認知症を持った方が増えていくわけであります。そうすると、業務量や質が増大して、人の不足、これが伴ってくるわけであります。特にケースワーカーさんが重要な役割を果たすわけでありますが、ここで最後に部長さんにお聞きしたいと思うわけであります。

今、本当に部長さんは5課を抱えていろんなことで対応されておるわけですが、この問題も非常に重要な課題だと思います。特にケースワーカーさんがその地域のセーフティーネットを支える上で重要な仕事であります。社会参加に困難を抱える人へのサポート、基本的人権の遵守に直結するわけであります。ましてや、住民福祉の充実が地方自治体の本旨でありますのでこういった人員面での対応は私は非常に大事だと思いますが、仕事はどんどん増えておるわけでありますので、そういう中での今後進めていく、最後に部長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

議長（岡山 克彦君）

丹羽健康福祉部長、答弁。

健康福祉部長（丹羽 久登君）

健康福祉部長の丹羽です。

今回の質問の趣旨としましては、生活困窮者自立支援の法の改正について、特に高齢者の一人暮らしの方たちの生活の支えといったことでのテーマだと思っております。

先ほど課長からの答弁で、まず生活保護制度支援を受けてない方々につきましては、申し上げましたように、地域の方々、また民生・児童委員の方々の、生活状況を把握して、遅れの無いよ

うな対応をしていくという形で進めたいと思っております。

一方、生活保護を受けてみえる世帯の方につきましても、ケースワーカーが定期的にその方たちの生活の状況を確認しつつ、手後れのないような、そんな状況で手厚く進めていきたいと思っております。

総合的に判断しましたら、今のそういった対象者の人たちが、数多く高齢化に伴いまして増える、つまり職員の人員数、あるいはサポートする人たちも数少なくなっているといったところで、逆ピラミッドになってしまうのかという御不安なんですけども、それがまさに今、政府が動き出しております重層的支援体制、そういったものを基本に考えて、福祉行政を進んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（岡山 克彦君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

以上で、2日間にわたる一般質問の会議日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、6月13日木曜日午前9時半から再開いたします。

本日はこれにて散会といたします。

早朝より大変御苦勞さまでした。

（ 時に午後 1時57分 散会 ）